

広報かこがわ広告掲載要領

平成26年11月20日

企画部長決定

(趣旨・目的)

第1条 この要領は、市が発行する広報紙「広報かこがわ」を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、加古川市広告掲載要綱（平成26年10月29日市長決定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(広告の範囲)

第2条 広報紙に掲載する広告（以下「広告」という。）は、要綱及び加古川市広告掲載基準（平成26年10月29日企画部長決定）によるものとする。

(広告媒体の種類)

第3条 要綱第7条で定める広報媒体は、「広報かこがわ」とする。

(広告の掲載に係る必要な事項)

第4条 要綱第17条に定める広告の掲載に係る必要な事項は、別途仕様書において定めるものとする。

(広告主の募集方法)

第5条 要綱第8条に定める募集方法は、同条第1項第1号の規定によるものとする。

(広告掲載料金)

第6条 要綱第11条に定める広告掲載料金は、同条第1項第1号の規定によるものとする。

附則

この要領は、平成26年11月20日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。